

(電子メール施行)
教体第1747号
令和4年2月18日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

「まん延防止等重点措置」が延長されることを踏まえた
学校内での感染防止対策について

新型コロナウイルス感染者数は減少の兆しが見られますが、病床使用率や重症者数は依然として高い水準であり医療体制はひっ迫していることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、3月6日(日)まで延長されることとなりました。

については、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、まん延防止等重点措置終了までの期間、別添「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」のとおり感染拡大防止の徹底に取り組むようお願いいたします。

なお、各家庭における感染防止対策の徹底についても、引き続き注意喚起願います。